

2021年5月6日

Contents

I TOPICS

今後のセミナー等の情報
最近のセミナーや論文等の情報

II Lawyer's Eye

外商投資安全審査弁法の導入と対中投資への影響

日本弁護士 中川 裕茂

III 中国法令アップデート

- ・社債発行及び取引管理弁法
- ・新規上場企業現場検査規定
- ・「証券会社持分管理規定」の改正に関する決定
- ・銀行のクロスボーダー業務におけるマネー・ロンダリング及びテロ資金供与に関する業務ガイドライン(試行)
- ・嚴重違法信用喪失企業リスト管理弁法(改正草案意見募集稿)
- ・企業名称紛争処理暫定弁法(意見募集稿)
- ・プラットフォーム経済領域に関する独占禁止ガイドライン
- ・医薬品特許紛争早期解決制度行政裁決弁法(意見募集稿)
- ・汚染物質排出許可管理条例
- ・中華人民共和国安全生産法(改正草案)
- ・インターネットユーザーパブリックアカウント情報サービス管理規定
- ・印紙税法(草案)
- ・中華人民共和国行政処罰法
- ・最高人民法院による国外訴訟当事者に対するオンライン立件サービスの提供に関する若干の規定
- ・最高人民法院による知的財産権侵害に係る民事事件の審理における懲罰的損害賠償の適用に関する解釈

IV 中国万感

清明節のリベンジ旅行

北京オフィス顧問 李 彬

I TOPICS

今後のセミナー等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後数回の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただいております。

➤ 第7回(中国メインランド):2021年5月19日(水)14:00

転換期を迎える中国知的財産制度 ～新・国家知財戦略と専利法・著作権法の改正を交えて～

講師:アソシエイト・中国弁護士 李 芸

アソシエイト弁護士 岩井 久美子

◆最近のセミナーや論文等の情報

当事務所のパートナー、中川裕茂弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。

「外商投資安全審査弁法の導入と対中投資への影響」

(国際商事法務(2021年3号)Vol.49, No.3(通巻705号))

<https://www.ibltokyo.jp/bulletin/1356.html>

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第1回(中国メインランド)

「似て非なる中国法」

日時: 2020年10月13日

講師: パートナー森脇章弁護士

第2回(中国メインランド)

「米中通商摩擦:経済安全保障的法務のすすめと中国法規制の動向」

日時: 2020年12月1日

講師: パートナー中川裕茂弁護士

第3回(中国メインランド)

「中国民法典施行直後の総まとめ～日系企業が押さえておくべき中国民法の勘所」

日時: 2021年1月20日

講師: アソシエイト唐沢晃平弁護士、上海オフィス顧問繆媛媛

第4回(中国メインランド)

「中国現法におけるコンプライアンス制度の運用時の留意点」

日時: 2021年2月22日

講師： パートナー屠錦寧外国法事務弁護士

第5回(台湾)

「台湾の外資規制とM&A—進出検討から撤退まで—」

日時： 2021年3月24日

講師： パートナー若林耕弁護士、アソシエイト吳曉青台湾弁護士

第6回(香港)

「激動の香港におけるM&A ～中国大陸法との比較を交えて～」

日時： 2021年4月22日

講師： シニア・フォーリン・カウンセラー中村祐子香港・英国弁護士、アソシエイト横井傑弁護士

II Lawyer's Eye

日本弁護士 中川 裕茂

外商投資安全審査弁法の導入と対中投資への影響

1. はじめに

「外商投資安全審査弁法」(以下「本弁法」という)¹が、2021年1月18日に施行された。本弁法は国家発展改革委員会(以下「NDRC」という)及び商務部(以下「MOFCOM」という)が公布したものであり、近年世界の主要国において外国からの投資につき国家安全保障の観点からの規制を強化する流れにおいて実務上も注視されている。海外から中国への投資や中国に関連する国外での重要な M&A 案件で国家安全保障に関わる案件においては、国家市場監督管理総局(以下「SAMR」という)による独禁法に基づく事業者結合の審査と共に、中国当局(後述の業務機関事務局)による国家安全審査(National Security Review)が普遍化するものと思われる。

2. 中国における外国からの投資にかかる国家安全審査の枠組みの変遷

対中投資での国家安全審査の枠組みとしては、2002年以降に公布された外商投資方向指導規定及び外商投資産業指導目録、2006年に公布された「外国投資者国内企業買収暫定規定」²、2009年に公布された「外国投資者国内企業買収規定」³があり、また、2008年に施行された独占禁止法では、事業者結合届出と並行して、国家安全保障に関わる案件では、国家安全審査を必要と規定している⁴。2011年には公布された、①国務院弁公室「外国投資者国内企業買収安全審査制度の確立に関する通知」⁵(以下「2011年買収安全審査通知」という)、②MOFCOMは「外国投資者国内企業買収安全審査制度の規定」⁶により、具体的な国家安全審査の制度的枠組みが定められた。

一方、その後の2015年には、国家安全保障に関する中国の基本法である国家安全法が公布・施行された⁷。同年には「自由貿易試験区外商投資国家安全審査試行弁法」(以下「2015年自貿区安全審査弁法」という)が公表され⁸、投資のネガティブリスト方式、すなわち、例えば投資先が金融サービス、通信サービス等のネガティブリスト⁹に該当しない限りは外国投資家による投資に認可を不要とする方式を前提として、国家安全審査の実施を自由貿易試験区において行うことを定めた。

その後、2019年4月30日より外国投資家による投資にかかる国家安全審査の業務はMOFCOMからNDRCに移管された。2020年1月1日から施行されている外商投資法¹⁰は、上述のネガティブリスト方式を全国レベルで正式に実施し、国家安全に影響があり又は影響する可能性のある外国投資家による投資について国家安全審査を行うことを明記している¹¹。

¹ 国家発展改革委員会・商務部 2020 年第 37 号

² 商務部 2006 年第 10 号、2006 年 8 月 8 日公布、同年 9 月 8 日施行

³ 商務部 2009 年第 6 号、2009 年 6 月 22 日公布・施行

⁴ 独占禁止法 31 条。なお、独禁法に基づく事業者結合審査と、本弁法に定める国家安全審査の手続きは別個のものであり、手続き上特段の先後関係はない。

⁵ 国弁発 2011 年 6 号、2011 年 2 月 3 日公布、同 3 月 3 日施行

⁶ 商務部 2011 年 53 号、2011 年 8 月 25 日公布、同 9 月 1 日施行

⁷ 主席令 2015 年 29 号、2015 年 7 月 1 日公布・施行

⁸ 国弁発 2015 年 24 号、2015 年 4 月 8 日公布、同 5 月 20 日施行

⁹ 直近のネガティブリストは、NDRC と MOFCOM が 2020 年 6 月 23 日に公布したネガティブリスト(2020 年版)及び自貿区ネガティブリスト(2020 年版)である。

¹⁰ 主席令 2019 年 26 号、2019 年 3 月 15 日公布、2020 年 1 月 1 日施行

¹¹ 外商投資法 35 条

3. 近時の国家安全審査の事例

外国投資者による投資に関する国家安全審査の制度は過去十数年にわたり整備され変化を続けてきたが、実務上活発に運用されてきたとはいえない。しかし、2019年の永輝超市による中百集団に対する公開買付けの事案は参考に値する。この事案は、特に中国の華南・華東地域でスーパー、ミニスーパー等の小売業を営む永輝超市が、武漢市を本社とし華中地域に強みを有する中百集団に対して公開買付けを行い、元の持株比率である20.86%から40%まで株式を買い増すことを計画した事案である。同案件では、先に独禁法に基づく事業者結合の審査の承認が行われたが、その後、NDRCによる国家安全審査が必要とされ、永輝超市に「特別審査告知書」が発効され、その結果、公開買付けが実質的に取り下げられた。これにより、2019年中にNDRCによる国家安全審査は終了した¹²。

この事案でNDRCが重視したポイントは公開情報からは定かではないが、ネット記事によると、Daily Farm社が永輝超市の最大株主(永輝超市の19.9%保有)であることが原因ではないかと言われている¹³。同社は、香港に本社を置くイギリス系コングロマリットであるJardine Matheson Holdingsの傘下であり、香港、シンガポール等のアジア各地域で、例えばスターバックス、セブンイレブン、マンニング、IKEA、元気寿司等のライセンスを受け小売・飲食業を営む企業である。後述のように、小売業自体は2011年買収安全審査通知において国家安全審査の対象となる業種には明示的には含まれていないが、スーパーが国民生活に直結し、また農家と直結するビジネスであることから、外資による間接的な支配の可能性をNDRCが問題視した可能性がある。

4. 本弁法に基づく国家安全審査が必要とされる場合

(1) 国家安全審査の対象業種

本弁法は国家安全審査の対象となる投資先企業の業種の範囲について次のとおり規定する(4条1項)。

投資先業種の範囲

①「実質的支配権」の取得がない投資であっても国家安全審査に服する業種

軍事産業、軍事周辺産業等の国防安全に関わる分野への投資並びに軍事施設及び軍事産業施設の周辺地域への投資

②「実質的支配権」(後述(2))の取得がある投資につき国家安全審査に服する業種

国家の安全に関わる重要な農産物、重要なエネルギー及び資源、重大な装備の製造、重要なインフラ、重要な輸送サービス、重要な文化製品及びサービス、重要な情報技術とインターネット製品及びサービス、重要な金融サービス、キーとなる技術並びにその他の重要な分野への投資による投資対象企業

ポイントとしては、①情報技術とインターネット製品及びサービスが対象に追加されたこと、②金融サービスも対象に新たに追加されていることが上げられる。アリババ傘下の金融テクノロジーグループであるアント・グループが2020年11月に予定していた新規株式公開が実施直前になって突如として中止されたことと無関係ではないだろう。

いずれの対象業種についても「重要な」「キーとなる」等の要件が付加されており基準は極めて曖昧で恣意的運用の可能性を残しており、今後も具体化はあまり期待できそうにないため、実務上は保守的に考えるべきであるか迷いは残る。

(2) 国家安全審査の対象たる行為

¹² 永輝超市プレスリリース：<http://www.yonghui.com.cn/upload/Inv/5831132.PDF>

¹³ <http://finance.eastmoney.com/a/201911131289975958.html>

国家安全審査に服する投資行為については、外国投資家¹⁴が直接的又は間接的に中国内において行う以下の投資活動を指すものとされている(2条)。

対象とされる投資行為

- (a) 外国投資家が単独又は他の投資家と共同で国内において新規プロジェクトに投資を行い、又は企業を設立すること
- (b) 外国投資家が合併買収により国内企業の持分又は資産を取得すること
- (c) 外国投資家その他の方法により国内において投資を行うこと

前記②の類型の業種を対象とする場合の「実質的支配権」の取得

- (i) 外国投資家が企業の50%以上の持分を保有する場合
- (ii) 外国投資家が保有する企業の持分が50%に満たないが、その有する議決権が董事会、株主会又は株主総会の決議に対して重大な影響を与えることができる場合
- (iii) その他外国投資家が企業の業務上の意思決定、人事、財務、技術等に対して重大な影響を与えることができる場合

これらの投資類型の整理や支配権に関する整理は独禁法に基づく事業者結合届出の対象となる投資類型と類似する。M&A 案件では、本弁法の対象業種に該当する限り、競争法的観点での検討に加えて、国家安全保障の観点からの検討も必要になるケースが増えることが予想される。

「実質的支配権」の概念では基本的に閾値としての支配権比率は50%基準が維持されているが、かかる比率は諸外国の基準に比して比較的緩いといえる。例えば、日本では2020年5月の外為法の改正により10%基準が1%基準に引き下げられ、ドイツでは10%基準、米国では特に下限は定められていない¹⁵。また、上記の(ii)や(iii)の要件、即ち議決権や董事の任命により「重大な影響を与えることができる」という要件が、その要件の曖昧さ故に柔軟に解釈され、50%未満の議決権比率の案件でも国家安全審査が必要とされる可能性は十分にある(実際に永輝超市の案件では公開買付け後の予定持株比率は40%であった)。

また、例えば外資には未だに開放されていない ICP 許可証等を保有する内資企業を子会社とするために、資本関係を構成せずに契約で恰も資本関係があるかのように拘束する所謂 VIE スキームにも適用されるが明らかとされている(上記(iii))。

(3) 事前申請制度

本弁法に定める国家安全審査は事前申請制度であり、当局が決定を行うまで当事者は投資を実施してはならない(7条、9条2項)。独禁法に基づく事業者結合届出も事前申請である。そのため、いずれの手続きも要する事案においてはクロージング要件として双方の手続きの完了を前提条件として規定する必要がある。

5. 国家安全審査の手続き

(1) 管轄当局

国家安全審査は外商投資安全審査業務機関が管轄するものとされており、「業務機関事務局」(中国語では「工作機制弁公室」)が NDRC に設置され、NDRC 及び MOFCOM が主導し、外商投資安全審査の日常業務につき責任を負うものとされている(3条1項)。

¹⁴ 香港、マカオ、台湾の投資家は外国投資家ではないが、本弁法の規定を参照するものとされている(21条)。

¹⁵ 米国では、2018年外国投資リスク審査現代化法(FIRRMA)により重要技術に関する投資を事前届出の対象としている。日本では2020年5月に改正外為法が施行され、事前届出の対象を、上場会社の株式取得については発行済み株式総数の10%以上という基準を1%に引き下げた。

(2) 申請手続き

国家安全審査の申請義務者は外国投資家及び国内の関連当事者とされており、例えば外国企業が中国企業に直接出資する場合には双方が申請義務者となる。中国企業が取引の当事者にならないが取引に係る中国企業がある場合も申請当事者になるか否かは不明瞭である。

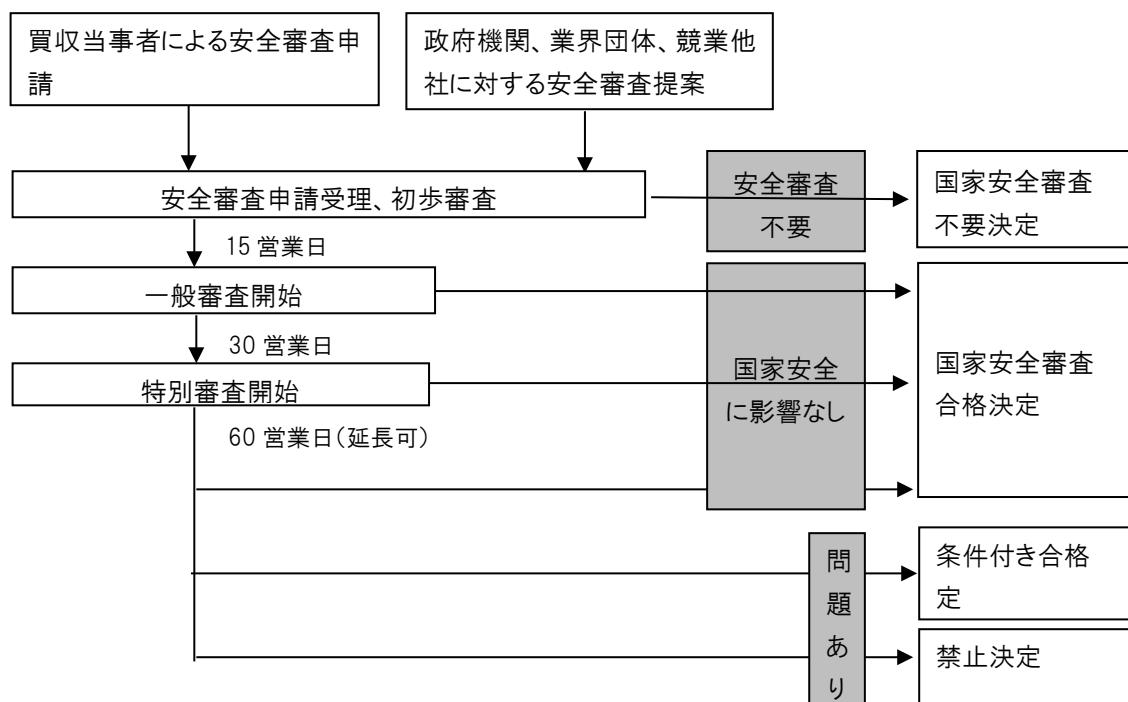
(3) 審査手続き

国家安全審査は申請後直ちに開始されるわけではなく、まず業務機関事務局が国家安全審査の要否を申請後15営業日以内に決定する(初歩審査)。業務機関事務局は、国家安全審査を行う旨を決定した場合30営業日以内に「一般審査」を行う。「一般審査」の結果、投資が国家の安全に影響を与えないと判断された場合、業務機関事務局は国家安全審査合格決定を行う。一方、国家の安全に影響を与え、又は影響を与える可能性があるとして判断した場合、業務機関事務局は、「特別審査」の開始決定を行う。「特別審査」は審査開始日から60営業日以内に完了するものとされているが、延長は可能とされている(延長期限の上限は規定されていない)。当事者に対して提出資料の補充が求められることがあるが当事者の準備期間は期限に算入されない(以上、7条～9条)。

(4) 決定

業務機関事務局による決定には4種類ありうる。まず、初歩審査において国家安全審査を不要とする決定である。次に、一般審査又は特別審査において投資が国家の安全に影響を与えないと判断された場合の国家安全審査合格の決定である。特別審査において国家の安全に影響があると判断された場合には、まず、条件を付加することにより国家の安全に対する影響を除去することができ、かつ当事者が書面で追加条件の受入れを承諾するのであれば、条件付きの国家安全審査合格決定が行われる(9条1項)。かかる条件付の合格決定ですら不適切である場合には禁止決定が行われる(12条)。

図：国家安全審査の手続きフロー



6. ペナルティ

国家安全審査が必要であるにもかかわらず国家安全審査申請が行われずに投資が実行された場合には、ペナルティがありうる。

まず、当事者が本弁法の規定に従い申請を行わずに投資を実行した場合、業務機関事務局は期限を定めて申請を行うよう命じる。申請を拒否した場合には、期限を指定して持分又は資産を処分し、かつその他の必要な措置を講じて、投資実施前の状態に復帰し、国家の安全に対する影響を取り除くよう命じる(原状回復命令、16条)。申請が事後的に行われた場合でも、条件付き合格決定や禁止決定は可能である。

この点、原状回復命令は米国 CFIUS が中国企業に対して過去数年にわたり何度か発動した制度である。例えば、トランプ米国大統領は 2020 年 3 月 6 日、中国 IT 企業である北京中長石基信息技术股份有限公司に対し、同社が 2018 年 9 月に買収を完了した米国 IT 企業の StayNTouch 社に関する権益を売却するよう命じる旨の大統領令を発表した¹⁶。StayNTouch 社はホテルの顧客情報管理ソフトを開発しており、個人情報保護の観点からの懸念があったようであり¹⁷、中長石社は 120 日以内に StayNTouch 社の株式や顧客情報等の処分を命じられた(第三者への売却は米国外国投資委員会(CFIUS)の承認が条件とされている)。中国では、原状回復命令の制度が本弁法で新規に導入されたものであることからすると、対中投資の過去の事案で遡及的に原状回復命令が出ることはないと思われるが、2020 年 1 月 18 日以降に契約やクロージングを迎える案件では要注意である。なお、本弁法では、事業者結合届出義務の不履行のように行政罰としての罰金は規定されていない。

以上

¹⁶ 大統領令: <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/order-regarding-acquisition-stayntouch-inc-beijing-shiji-information-technology-co-ltd/>

¹⁷ 米国の 2018 年外国投資リスク審査現代化法(FIRMA)が 2020 年 2 月に施行されており、米国企業が保有する個人情報に対するアクセスを可能とする投資も審査の対象とされている。

Ⅲ 中国法令アップデート

最新中国法令の解説

<金融関連法令>

社債発行及び取引管理弁法

[ポイント] 改正後の「証券法」を徹底的に実行し、社債登録制の制度基盤をさらに強化し、プロジェクトの進行中及び事後の監督管理を強化するために、「社債発行及び取引管理弁法」が改正された。本管理弁法の改正は、主に四つの方面に関するものである:①社債公開発行の登録制度を実施し、社債の発行条件、登録手順及び証券取引所の審査業務に対する監督メカニズムを明確にした。②証券サービス機関の届出、受託管理者の関連規定、資金募集用途、重大事件の規定、公開承諾の開示義務、情報開示ルート、専門投資家と一般投資家の区分などの事項を含む新証券法の適性に関する改正を行った。③プロジェクトの進行中及び事後の監督・管理を強化し、発行者及びその支配株主、実質的支配者、引受機構及び証券サービス機構の責任を強化し、債務を回避する等の債権保有者の権益を損なう行為を厳しく取り締まり、また監督管理の実務に照らし、仕組債の発行を制限する条項を追加した。④社債市場の監督管理に関連したその他の改正に鑑みて、社債の取引場所を調整し、社債公開発行会社の信用格付けに関する強制規定を取り消し、非公開発行社債の監督管理メカニズムを明確にし、社債の発行が地方政府性債務管理の関連規定を満たさなければならない旨が強調された。

[公布／公表機関] 中国証券監督管理委員会

2021年2月26日公布、同日施行(中国証券監督管理委員会令第180号)

[原文] [公司债券发行与交易管理办法](#)

附件1: [《公司债券发行与交易管理办法》](#)

附件2: [《公司债券发行与交易管理办法》修订说明](#)

執筆担当:北京オフィス顧問 李加弟

新規上場企業現場検査規定

[ポイント] 2014年以降新規上場企業の開示情報に対する現場検査が実施されてきたところ、2020年3月に改正された証券法が正式に実施され、情報開示こそが証券発行登録の中核であることが定められ、発行者に対して完全な情報開示を求めたことを受け、本規定は、現場検査における基本的な条件、基準、手続及び事後処理を明確に再度整備するために定められた。本規定は全23条により構成されているものの、その主な内容としては、①適用範囲:新規上場企業が開示した情報のクオリティ及びアレンジャーによる業務のクオリティ(3条)、②検査対象:問題志向(問題が発生した企業)及びサンプリングという2種類の手法による現場検査対象の決定(5条)、③検査手続:検査部の組織、検査方法、検査事実の検証等の手続を明確化(6条から17条)し、独立、公正、客観かつ効率のある検査を確保(4条、22条)、④関係者の責任を明確化している(18条から21条)。本規定の施行により2014年以降の証監会による現場検査の根拠となっていた通知が失効する。

[公布／公表機関] 中国証券監督管理委員会

2021年1月29日公布、同日施行(中国証券監督管理委員会公告〔2021〕4号)

[原文] [首发企业现场检查规定](#)

執筆担当:日本弁護士 藤本博之

「証券会社持分管理規定」の改正に関する決定

[ポイント] 同規定の改正の意見募集稿は、2020年6月12日に公表されていたところ、今回正式に公布され、

2021年4月18日から施行されるに至った。本改正のポイントは主には以下のとおりである。1. 「主要株主」の定義が修正された。具体的には、証券会社の「主要株主」に対する定義が「証券会社の25%以上の株式を持つ株主又は5%以上の株式を持つ第一の株主」から「証券会社の5%以上の株式を持つ株主」に変更された。2. 証券会社の「主要株主」の資格要件が緩和された。具体的には、「主要株主」の持続的な利益能力に対する要求が削除され、「主要株主」の純資産が2億元から5千萬元を下回らないものとする旨に調整された。3. 証券会社に対する審査事項が調整され、さらに証券監督管理委員会による監督要求がより明確にされた。

[公布／公表機関] 中国証券監督管理委員会

2021年2月23日公布、2021年4月18日施行(中国証券監督管理委員会令第183号)

[原文] 关于修改《证券公司股权管理规定》的决定

附件1: 关于修改《证券公司股权管理规定》的决定

附件2: 关于《证券公司股权管理规定》的修改说明

執筆担当: 日本弁護士 若林耕

銀行のクロスボーダー業務におけるマネー・ロンダリング及びテロ資金供与に関する業務ガイドライン(試行)

[ポイント] 本ガイドラインは、企業のクロスボーダー業務にマネー・ロンダリング及びテロ資金供与の疑いがないかどうかを銀行において審査することを求め、クロスボーダー業務の種類に応じて適切な審査条件を定めることを規定している。特に、当該審査においては、真実性、適法性のみならず、クロスボーダー業務の金額、貨幣の種類、商業合理性、ロジックの合理性等の観点からも審査しなければならないと定められている(15条)。この商業合理性、ロジックの合理性の審査については、顧客におけるクロスボーダー業務の必要性、資金の原資及び用途、送金頻度、性質、経路及び顧客の生産経営範囲、財務状況を考慮するものとされ(16条)、考慮すべき様々な要素も列挙されている(17条)。また、本ガイドラインにおいては、銀行が上記審査を行う上で、程度に応じたデュー・ディリジェンスを実施し、リスクが高いと判断した企業に対して顧客に対して資料提供を求め、その他自己又は第三者をして真実性の証明にかかる資料の真正さを調査し、また、公共のネットワーク等を通じて情報を取得することができるものと定める(19条)。このように本ガイドラインは、銀行に対し、企業のクロスボーダー業務に広い審査権限を付与するものということもでき、企業の業務に与える影響は小さくないものと考えられる。

[公布／公表機関] 中国人民银行、外管局

2021年1月19日公布、2021年2月18日施行(銀発〔2021〕16号)

[原文] 银行跨境业务反洗钱和反恐怖融资工作指引(试行)

執筆担当: 日本弁護士 藤本博之

<会社法関連法令／商業登記>

嚴重違法信用喪失企業リスト管理弁法(改正草案意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、2016年4月1日より施行されている「嚴重違法信用喪失企業リスト管理暫定弁法」の修正草案についてのものである。本意見募集稿においては、嚴重違法信用喪失企業リストに登録される条件について細かく規定されており、①法令に違反し、大衆の身体、健康及び生命の安全に危害を加える8類型の行為を行った場合、②法令に違反し、市場の公平競争秩序を破壊する4類型の行為を行った場合、③法令に違反し、法定の2類型の義務を履行しなかった場合、又は④その他法令に違反する場合であり、かつ市場監督管理部門の行政処罰を受け、かつその性質が悪辣であり、上場が重く社会に与える危害が大きい場合に当該リストに登録されることとされている(5条～8条)。当該リストに登録された者に対しては、(i)登記登録、届出及び行政許可の審査の中で重要な考慮要素とされ、法令、行政法規に基づいて相応の資格制限措置又は職種禁止参入措置が取られる、(ii)市場監督管理局の重点監督管理の対象となる等の措置が取られることになる(11条)。また、現行の弁法では定められていなかった、リスト登録1年経過後の信用修復措置についても規定が設けられている。

[公布／公表機関] 国家市場監督管理総局

(意見募集期間:2021年2月10日～3月12日)

[原文] [严重违法失信企业名单管理办法（修订草案征求意见稿）](#)

附件1: [《严重违法失信企业名单管理办法（修订草案征求意见稿）》及起草说明](#)

執筆担当: 日本弁護士 徳山剛史

企業名称紛争処理暫定弁法(意見募集稿)

[ポイント] 「企業名称登記管理規定」の改正により企業名称の登記が効率化された一方で、企業名称登記の事後監督の困難さが増した。このため、今回、監督制度をより一層具体化し、規範化することを趣旨として、本意見募集稿が制定された。本稿では、まずは企業名称紛争の主管部門である市場監督管理部門の役割と内部分担が規定されている。また、企業名称紛争の申請及び受理、調停、審査及び処分決定、処分決定の執行等企業名称紛争解決手続の主な内容も規定されている。

[公布／公表機関] 国家市場監督管理総局

(意見募集期間:2021年2月24日～3月27日)

[原文] [企业名称争议处理暂行办法（征求意见稿）](#)

執筆担当: 北京オフィス顧問 李彬

<競争関連法令>

プラットフォーム経済領域に関する独占禁止ガイドライン

[ポイント] 本ガイドラインは、プラットフォーム経済における独占合意、市場支配的地位の濫用、事業者集中等に関する解釈を規定し、インターネットプラットフォーマーに対する規制を明確化するガイドラインである。本ガイドラインにおけるプラットフォームとは、「インターネット情報技術を通じ、双方向の二者以上の主体をして特定の媒体が提供する規則のもと相互作用させ、これをもって共同して価値を創造する商業組織形態」を指すと定義されている。すなわち、必ずしもTmall、JD.COM、AmazonといったECプラットフォームのみを指すわけではなく、例えばWechatのようなプラットフォームも含まれると思われる点に留意が必要である。本ガイドラインの対象は、プラットフォーム経済分野における独占禁止全般的に及ぶため、プラットフォーマー企業にとっては当然重要なガイドラインとなるが、プラットフォーマー企業以外においても、取引相手において市場支配的地位の濫用がないかを検証する際に、その認定方法や行為類型にかかる規定が参考になると思われる。特徴的な規定として、プラットフォーム事業者が取引先に対して他のプラットフォームでの販売を制限するいわゆる二者択一行為の禁止、正当な理由のない商品の抱き合わせ販売の禁止、正当な理由なく取引条件が同等の相手方に対して差別的待遇をする行為の禁止(例えば、取引実績があるユーザーとないユーザーで同じ商品について異なる価格設定をする行為の禁止(いわゆるビッグデータぼったくり))などが挙げられる。

[公布／公表機関] 國務院独占禁止委員会

2021年2月7日公布、同日施行(国反壟発〔2021〕1号)

[原文] [关于平台经济领域的反垄断指南](#)

執筆担当: 日本弁護士 横井傑

<知的財産関連法令>

医薬品特許紛争早期解決制度行政裁決弁法(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、昨年改正された特許法に導入された医薬品のパテントリンケージ制度を運用するための具体的な手続を定めたものである。すなわち、後発医薬品の販売承認において、特許権者等は、後発医薬品が先発医薬品に係る特許の権利範囲に属していると疑った場合、知的財産権局に対して属否判断を求めることができる。本意見募集稿は、当事者適格、属否判断の申立に必要な提出書類、申立の受理要件、紛争

審理の手続、国家知的財産権局の判断に不服がある場合の救済措置等が定められている。なお、当該属否判断については、国家知的財産権局に請求できるほか、裁判所に提訴することも可能である。

[公布／公表機関] 国家知識財産権局

(意見募集期間:2021年2月9日～3月27日)

[原文] [药品专利纠纷早期解决机制行政裁决办法（征求意见稿）](#)

執筆担当:中国弁護士 李芸

<環境法関連法令>

汚染物質排出許可管理条例

[ポイント] 本条例は、汚染物質排出の管理監督に関する事項を規定する。まず、汚染物質排出許可証の目的及び役割、主管部門、申請方式、所要資料及び審査時間等当該許可証の申請手続きに関する内容を規定している。また、汚染物質を排出する主体の責任を強化している。主に排出口の規範化、主体自身による排出状況の監督と計測、排出状況の関連データの記録、主管部門への情報開示等の責任が規定されている。なお、生態環境主管部門による汚染物質の排出に対する監督管理の措置も規定されており、同主管部門は年度検査を行い、現場又はオンラインの方式で排出主体の排出量や排出濃度等を査定するとされている。

[公布／公表機関] 全国人大常委会

2021年1月24日公布、2021年3月1日施行(国務院令第736号)

[原文] [排污许可管理条例](#)

執筆担当:北京オフィス顧問 李彬

<生産安全関連法令>

中華人民共和国安全生産法(改正草案)

[ポイント] 本改正草案は、2002年に公布及び施行され、2009年、2014年と二回の修正を経た中華人民共和国安全生産法の改正草案であり、2020年11月25日付国務院第115回常務会議を通過したものである。本改正草案においては、生産経営会社の主体的な責任が強化され、生産経営会社の責任者が安全生産において第一義的な責任を負うことが明確にされた。また、生産経営会社は、自社が行う生産活動に伴う危険度のレベルに応じた防衛措置をとることを義務付けられ、安全生産責任保険を加入することが奨励された。特に、国家規定のハイリスク産業、領域に属する場合には、安全生産責任保険に加入することが義務付けられた。また、事故が発生した際には、即時に措置を講じ、人命救助活動を行い、仮に従業員が損害を受けた場合には、法に従った労災保険に加えて、民法上の賠償請求権を行使することが出来ることが明記された。また、生産安全事故を起こした会社に課される行政処罰が厳罰化されたことに加えて、行政処罰を受け取った日から20営業日以内に企業信用情報公示システムを通じて社会に公示することも義務付けられた。本改正草案が、中国において生産経営活動に従事する日系企業に与える影響は小さくなく、引き続き本改正草案の動向に注視する必要がある。

[公布／公表機関] 全国人大常委会

(意見募集期間:2021年2月2日～2月25日)

[原文] [中华人民共和国安全生产法（改正草案）](#)

執筆担当:日本弁護士 尾関麻帆

<インターネット情報管理・セキュリティ関連法令>

インターネットユーザーパブリックアカウント情報サービス管理規定

[ポイント] 本規定は、2017年に施行された同名の規定を改正したものであり、インターネットユーザーパブリックアカウント(インターネットユーザーがウェブサイト、アプリケーションプログラム等のプラットフォームに登録して運営

し、社会公衆に対して文字、画像、音声、動画等の情報を公布するアカウントのことを指す。)を運営するプラットフォーム及びそれを利用する運営者(パブリックアカウントに登録し運営を行い、内容を公布する自然人、法人または非法人組織を指す。)が遵守すべき規定及びそれらに対する監督管理の内容が定められている。具体的には、公衆アカウント情報サービスプラットフォームはアカウントの登録に際して携帯電話番号、身分証番号または統一社会信用コード等に基づいて利用者の身分認証を行う必要があり、またそのアカウント名やイメージ、プロフィールが実際の身分情報と異なっている場合には、当該アカウントへのサービスを停止する必要があるとされており、その他、経済、教育、医療、司法等公益にかかわるアカウントについてはその専門性の背景に関する情報、及び職業資格またはサービス資格等の関連資料の提供を求めなければならないとされている。公衆アカウントの運営者についても、アカウント登録時に実際の身分情報を登録すること、プラットフォームの規則に従うこと等が義務付けられており、アカウントを冒用すること、デマを流布すること、アカウントを売買すること等が禁止事項とされている。

[公布／公表機関] 国家インターネット情報弁公室

2021年1月22日公布、2021年2月22日施行

[原文] [互联网用户公众账号信息服务管理规定](#)

執筆担当: 日本弁護士 徳山剛史

<税務関連法令>

印紙税法(草案)

[ポイント] 中国においても日本と同様に印紙税の制度が存在する。現在は「印紙税暫行条例」という行政法規及び証券取引印紙税に関する複数の通知等の行政文書に基づき課税が行われているが、この度それらを統合し、「印紙税法」という全人代が制定する法律のレベルに引き上げられることとなり、その草案に対する意見募集が行われた。印紙税法の草案は、現行の印紙税制度の枠組みと税率を基本的に維持するものであるが、いくつかの変更がなされている。まず、ローン契約、売買契約、技術契約、証券取引等の税目に関しては、現行の税率を維持しているが、そのうち証券取引の印紙税については証券取引の譲渡側からのみ徴収し、譲受側からは徴収しないこととされた。加工請負契約、建設工事地盤調査設計契約、貨物運輸契約の税率は1万分の5から1万分の3に引き下げられている。営業帳簿の税率は、記載されている固定資産の原価及び自己保有流動資金の総額の1万分の5とされていたところが、払込済資本金と資本準備金の合計額の1万分の2.5と変更されている。財産保険契約の税率は保険金額の1万分の0.3とされていたところが保険料の1000分の1と変更されている。そして、権利証・許可証に5元の印紙を貼付しなければならないとの規定が削除されている。また、目新しい内容としては、Eコマース経営者とユーザーとの間で締結された電子的発注書については納税対象とはならないことが明確化されている。現行制度においては、印紙税の支払方法は基本的には印紙の貼付だが、印紙税管理規程により、税額が500人民元を超える場合は納税証明書の貼付によって代えることができるとされている。この点、新制度においても納税証明書の貼付の方法によることができることが記載されているが、500人民元を超えるという金額基準が維持されるかは定かではない。また、現行制度においては同種の課税文書に頻繁に印紙を貼付する必要がある場合は、1か月を超えない期間で集計額を申告して納税する方法を採ることもできるとされている。この点印紙税法(草案)では、四半期毎、年毎、又は都度毎に締めて15日以内に申告納税する(証券取引については週毎に締めて5日以内に申告納税する)ものとされており、制度の変更が生じることが予想される。そして、現行制度においては、印紙税に関する罰則は、過少貼付又は貼付漏れの場合は是正命令のうえで20倍以下の罰金、消印漏れの場合は10倍以下の罰金、印紙の重複使用の場合は30倍以下の罰金と重い罰金が定められている。印紙税法(草案)にはかかる罰則規定がないが、施行までに追加される可能性があるため注意が必要である。なお、中国国外で外国企業や外国人が締結した文書であっても、中国国内で法的効力を有し中国の法律により保護を受ける課税文書であれば、中国における納税義務が生じる。この点は印紙税法(草案)においても同様であり、納税代理人が中国内にいる場合は納税代理人が納税する義務を負うものとされている。一方、納税代理人がない場合は主管部門の規定に基づき処理するとされているが、現状において

はかかる場合の具体的な納税方法は不明である。

[公布／公表機関] 全国人大常委会

(意見募集期間:2021年2月28日～3月29日)

[原文] [印花税法（草案）](#)

執筆担当:日本弁護士 唐沢晃平

<行政関連法令>

中華人民共和国行政処罰法

[ポイント] 1996年に制定された本法の2017年以来3度目の改正。本改正では、行政処罰の定義が、行政機関が法により権益を減少させ義務を増大させる方式で懲戒を行う行為であることが明記された(2条)。加えて、法律に行政処罰が規定されていない場合には行政法規が、法律と行政法規に共に行政処罰が規定されていない場合には地方性法規が、それぞれ行政処罰を設定できることも明確化されている(11条、12条)。行政処罰の決定については、新たに総則が設けられ、違法事実の電磁的な記録(41条)、利害関係者等の回避(43条)等、行政処罰の適正化のための規定がおかれた。法律・行政法規に別途の規定がない限り、主観的に錯誤がなかったことを立証できた場合に行政処罰が課されないと明記されたことも注目される(33条2項)。処理期間については、原則として立件から90日以内に処罰決定を下すものとされ(60条)、時効に関しても、従来の2年を原則としつつ、公民の生命健康安全・金融安全にかかわり危害をもたらす行為に関しては5年に延長される規定が新設された(36条)。また、外国人・外国組織が中国領域内で違法行為を行い行政処罰を課すべきときには原則として本法が適用されることも明記されている(84条)。

[公布／公表機関] 全国人大常委会

2021年1月22日公布、2021年7月15日施行(中華人民共和国主席令第70号)

[原文] [中華人民共和国行政処罰法](#)

執筆担当:日本弁護士 岩井久美子

<民事訴訟関連法令>

最高人民法院による国外訴訟当事者に対するオンライン立件サービスの提供に関する若干の規定

[ポイント] 中国では訴訟手続のオンライン化が進み、微信(Wechat)アプリを使い全ての訴訟手続を行う「移動微法院」が2017年から一部法院で試行され、2020年には全国の法院で開通している。本規定は、国外訴訟当事者がこの移動微法院を用いてオンラインで立件手続を行うための要件・手続等を定めるものである。本規定の国外訴訟当事者には、外国人、香港・マカオ・台湾地区の住民に加え、常居所地を外国又は香港・マカオ・台湾とするメインランドの公民及び外国又は香港・マカオ・台湾で登記された企業組織が含まれる(1条)。手続としては、初回のオンライン訴訟申請時に身分証明検査を受ける必要があるが、この身分証明検査も原則としてオンラインで行うことができる(4条)。身分証明検査完了後は、国外訴訟当事者はメインランドの律師に訴訟代理人となることを委任した上で、法院に対しオンラインビデオで証言することができ、その場合には署名した委任状に対する公証認証等は不要となる(6条)。法院は、オンライン立件の有無については7業務日内に決定する必要があるが、国外訴訟当事者はオンラインで進展と立件結果を照会することができる(9条)。

[公布／公表機関] 最高院

2021年2月3日公布、同日施行

[原文] [最高人民法院关于为跨境诉讼当事人提供网上立案服务的若干规定](#)

執筆担当:日本弁護士 岩井久美子

最高人民法院による知的財産権侵害に係る民事事件の審理における懲罰的損害賠償の適用に関する解釈

[ポイント] 本解釈は、知的財産権保護の強化の一環として、特許法、商標法等の知的財産権法令に導入され

た懲罰的賠償を認める要件について定めたものである。本解釈によれば、懲罰的損害賠償を適用するためには、侵害者に悪意があること、及び侵害の情状が深刻であることが必要とされている(1条)。また、本解釈は、悪意又は情状深刻の認定要素を例示列挙している(3条、4条)。なお、原告は、懲罰的損害賠償を請求する場合、原則として、提訴時に賠償額、計算方法及び依拠する事実と理由を明確にする必要があるが、裁判所は原告が一審の法廷弁論終結までに追加した懲罰的損害賠償請求を認めるべきであるとされている(2条)。

[公布／公表機関] 最高院

2021年3月2日公布、2021年3月3日施行(法釈〔2021〕4号)

[原文] [最高人民法院关于审理侵害知识产权民事案件适用惩罚性赔偿的解释](#)

執筆担当:中国弁護士 李芸

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】



中国万感



清明節のリベンジ旅行

北京オフィス顧問 李 彬

3月中旬に入り、春の息吹を強く感じるようになってきた。中国の北に位置する北京も青空の日が多くなり、風も暖かくなってきた。北京で私と一緒に住んでいる母は、南のふるさとへ帰って南の春を楽しみたいと言った。私もコロナ禍で既に二年以上もふるさとに帰っていない母の気持ちがよく理解できた。その希望を直ぐにでも叶えるべく、私は早速チケットの手配を開始した。私のふるさとは中国南部の小さな町のため、飛行機の直行便はないが、高鉄(日本の新幹線に相当)は直通があるので、特に乗り換え等もいらず便利だ。ただ、チケット購入アプリをチェックしたところ、半月先までのチケットは既に売り切れになっていた。私は、4月初めのチケットさえも入手できなくなるのを恐れ、翌日朝6時に起床してチケット争奪戦に加わった。やっとの思いで4月2日のチケットを入手し、一安心した。ふるさと行の直通の電車は少ないため、以前もチケット購入の際には大変苦労していたが、コロナの感染が流行して以降は初めてだった。どうしてこんなにもチケットの入手が難しくなったのかと思ひながら、ふとカレンダーに目をやると、その謎が解けた。その数日後は清明節だったからである。

母の帰省から二日後、清明節を迎えた。清明節は先祖を祭る中国の伝統的な祭日である。今年は4月4日であり、週末と合わせて三連休であった。このような空気が晴れやかに澄んだ時期には、墓参りのほか、近郊の観光地へ行く人も多い。今年の春節はコロナ禍の影響で中国政府が「居住地での年越し」を推奨していたため、帰省や旅行を控えた人が多かったが、コロナ禍の影響も弱まり、今回の清明節連休で帰省や旅行する人が急増し、マスクはこれを「リベンジ、リベンジ旅行」と呼んだ。母の帰省も偶然にもこのリベンジ旅行に重なったのだ。

一方、清明節連休に北京に滞在していた著者の家族のメンバーも知らず知らずのうちにリベンジ旅行の影響を受けていたようだ。

コロナの感染が流行して以降、家族と一緒に北京市外へ旅行に行くことはもちろん、北京市内の場所へ遊びに行くのもまれになっていた。今年の春節もふるさとに帰ることができず、家の近所の公園等に行くことしかできなかった。春節後最初の連休であったため、是が非でも子供に春の大自然を楽しませてあげたいという思いがあった。



清明節連休の初日、北京の北郊外の「银山塔林」という観光地へ向かって元気に出発した。银山塔林とは、北京市昌平区の山中にある18基の古塔であり、これらの古塔は金朝から清朝に至るまで4王朝に渡って建てられた塔である。北京市街地から遠く、正直、古塔に興味がある人もそれほどいないので、北京の人気観光地だとは言えない。私は静かな所へ行きたかったところ、清明節連休時には人出が多いことも心配されたため、あえて人出が少なそうな银山塔林へ行くことを選んだ。

車でも片道二時間はかかるだろうと覚悟はしていたが、想像以上に渋滞がひどく、目的地までの半分の距離で既に二時間が経過していた。さすがに疲れたので、道端に車を止めて少し休憩を取った。休憩中に「银山塔林」のサイト



をチェックしてみたら、ネット販売のチケットが既に売切れになっていることが分かった。更に私を驚かせたのは、「現在、現地ではチケット販売をしておりません」という文字だった。つまり、このまま銀山塔林に向かったとしても中には入れないということか!?事前にチケットを予約するのは今や当然のことなのかもしれないが、こんな辺鄙な所がこれほどまでに人気になるとは全く予想できなかった!空を見上げて白雲を眺めながら、自身の心の中の後悔と怒りを抑えた。慌てて付近の観光地を調べてみたが、チケットは全て売切れとなっていた。どうしようかと考えていたところ、道の向こう側を流れる川が目に入った。突然車のトランクに折り畳み椅子が入っているのを思い出すとともに、頭に妙案が浮かんだ。十分後、子供とともに川のほとりで折り畳み椅子に座って近くの喫茶店で買ったハンバーガーを食べ始めた。周りに釣りをしている男性が数人いたが、みんな各々静かに釣りを楽しんでいた。塔林を見ることはできなくなったが、このような静かで、耳をすませば水の流れさえも聞こえそうな所でゆっくり過ごすのは十分に大自然を満喫したと言えるのではないかと前向きに考えることにした。

ただ、どんなに前向きに考えようとしても失敗は失敗であった。この失敗を挽回するため、ハンバーガーを食べている



時には既に翌日の計画を立て始めていた。子供が遊園地へ行きたいと言ったので、北京最大の遊園地のチケットを予約した。連休二日目も青空が続いた。清々しい天気朝、何の問題もなく入園することができた。だが、入園してすぐショックを受けることになった。とにかく人が多かった。アトラクションを待つ列が長く、まるで北京市内の全ての子供がここに集まっているかのようだった。結局、朝9時から午後6時までいたのにもかかわらず4つのアトラクションしか体験できなかった。その理由は1つのアトラクションの待ち時間が2時間以上だったからだ。あまりにも疲れたため、いつもであれば、休日は深夜まで起きている家族がみんな、家に帰って簡単に食事を済ませ、夜8時には寝てしまった。前日に体力を使い果たしてしまったので、連休の最終日は、リベンジ旅行の便から降りて、家族みんな終日家に引きこもっていた。

マスコミの報道によれば、今年の清明節の中国全国の旅行者数は1.02億人に達し、清明節連休の旅行収入は271.68億元となり、去年の同時期と比べ、228.9%増となり、コロナ禍以前の同時期の56.7%まで回復したという。実はコロナ禍以前、祝日の旅行ブームは中国では当たり前であった。ただ、コロナの感染が流行して以降、旅行や都市間の移動が激減したため、祝日の旅行がどれほど困難であるかをすっかり忘れていた。今年の清明節は久しぶりにこの賑やかさを感じる事ができた。コロナ禍以前の状態に戻ると、旅行の際にはいろいろと不便や苦勞もすることになるが、以前の状態に戻れることができれば何よりだ。本稿の執筆中に、もうすぐメーデー連休(国際労働節の時期で、今年は5連休となる)だということに気づいた。それでは、元気を出して再度リベンジ旅行に挑戦しよう!

以上

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)
 - 弁護士 中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。